4号「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正について」に関する申し入れ

期待に応え、納得感の得られる 決まったのか」と諦め感を持ち、 とスピードへの戸惑いや、「もう 止」についてです。乗務員は移 課題として認識している一つ目 議論を行っています。 団体交渉に臨み、第5項①まで を2回、合計72項目にわたって いことから疑問は払拭されてい 態は制度見直し以降も変わらな 次の業務に備え待機している実 動が主な業務のため、行先地で あげられています。 すのではないかと危惧する声が 継承していくのか、安全を脅か 積した技術をどのように維持・ り替えや、安全確保に向けて蓄 混合することによって心身の切 は、乗務労働と地上勤務の混合 れ、7月27日、31日と精力的に 議論を行ってきました。そし に提案を受けて以降、 勤務制度見直しと賃金制度の実 との声もあげられています。 モチベーションが低下している ト等により配信される中、内容 等がプレスリリースやタブレッ についてです。他系統の業務が て、7月24日に申4号を申し入 2回の解明交渉を経て、 日々奮闘する組合員、社員の 職場では、多岐にわたる施策 二つ目は、「行先地手当の廃 JR東労組本部は、 議論を積み上げてい 解明交渉

◆申4号の要求の主な柱と特徴◆

※全14項目(31点) 要求

- □乗務労働の特殊性を堅持すること!
 - 乗務労働の特殊性は移動労働であることで、それに伴い瞬時の判断が求められることや、不安定な状況にあり危険度は高まる。 大前提として多くの命を預かる責任がある。
- □支社企画部門社員・当務主務の乗務は、安全確保のため、実施時期を再考すること!
- 乗務労働と地上勤務では思考回路が違う。リスクに対する万全な対策を取るべき。
- □疲労に対する休憩・睡眠時間の確保!
 - 拘束時間の延長と乗務率の向上によって心身ともに疲労が蓄積される。従って、休憩時間や睡眠時間の確保ができなければ安 全を保つことは出来ない。
- □行先地での乗務待機している時間に対して手当を支給すること!
- 行先地での時間は、次の乗務に向けての待機時間であり、拘束されている時間である。この実態は制度見直し後も変わらない。
- ・育児・介護勤務については職場のニーズに合った短時間行路・制度の改善・環境改善など。
- ・安全の要である指導員が職場に定着するように要員増・「運輸のプロ」の指導員への拡充など。
- ・乗務員手当のキロ額。 ワンマン加給の増額、深夜早朝勤務手当の増支給など。
- 運用等については各地方で議論を深めること。 ·般線区の特情を踏まえて、

のではない。これまでの乗務員勤務制度の

乗務員勤務制度をゼロベースで見直すも

導入するものではない

考え方は基本的に残る。 新しい乗務員の勤務制度

青本の考え方は 基本的に残ります!

必須のため、支社企画部門社員および当務 現行の課題克服、環境整備の時間の確保が 第2項 鉄道輸送の安全を確保するための 主務の乗務については実施時期を再考す

区での一勤務の拘束時間は、 ること。

拘束時間をあえて拡大することはしない。・一般線区は拘束時間の決まりはないが、 ・自宅出勤できることが望ましい。 は、運転士・車掌ともに到着点呼から起床 睡眠を目的とする乗務の中断について

としても安全の阻害要因になるとは考え

点呼まで6時間以上確保すること。

日時

8月9日 赤羽会館

(組合の主張)

壁が高いとは思わない

乗務労働と支社業務の2つの業務を行う

担う業務が異なるため、具体的な対策と問

われてもイメージするには限界がある。

量や安全の対策については、

社員によって

支社企画部門社員が乗務する場合の業務

(会社の主張)

の見直しとすること。 第1項 乗務労働の特殊性を堅持した制度 致

安全・健康・ゆとり・働きがい」が担保される制度

けるものではない 全系統に特性がある。系統間に優劣をつ

ためにハード的なバックアップは行って 【認識不一致】 生身の人間が労働している。負担軽減の

いる。

(会社)乗務員の業務の特性として連続

ることと認識している。 働である。そのため不安定な状況にあり危 の特殊性としては、 険度は高まる。加えて、独立行動型の労働 た緊張や車内サービスがある。 である。このような乗務労働の特殊性は制 (組合) 乗務員は列車で移動しながらの労 不規則性・不定型とな 乗務員勤務

のビジョンとして示したもので、 度を見直しても変わるものではない。 輸送サービススタッフはあくまでも今後 、いますぐ こと。 第3項 短時間行路についても標準数とし て算出するとともに、短時間行路数に対 今後も議論を継続していきます! 認識が合わないため、

て基本的に乗務する現在員数を確保する (確認事項)

までと変わらない するため、短時間行路であっても標準数に 算入する。 標準数の考え方と算出方法は今 て、業務をまわすために必要な人工を算出 人材育成と年休消化を踏まえて現在員を 乗務を担当する列車本数と距離によっ

第4項 乗務率の向上に踏まえ、 ・短時間行路は基本的に乗務する対象者で 行路を回す。 乗務員の

短縮するよう改善すること。また、一般線 負担を軽減するために以下の通り実施す 一般線区における長時間拘束の行路を 稠密線区に準

がベースになる。

である。 多様な働き方 日中帯と出勤しやすい行路を職場に合わ 行路選択は が出来る。 育児・介護勤務者が最優先

じること。

【会社の主張】

乗務員勤務制度と職場を創りだす8・9集会 乗務員の特性を堅持し、 安全・健康・ゆとり・働きがいある

・乗務する日はあらかじめ分かっているの 支社企画部門社員が乗務する場合は、 業務の調整を行っていく。

朝

の短時間行路を基本とする。

・乗務労働と地上勤務という二つの特殊性 のある業務を行うことは壁が高 支社企画部門社員・当務主務も業務に対

いて、どのようにリスクを減らしていくか する不安や悩みなどが増えるというリス 安全第一を労使で一致して目指す中にお 間Aから労働

上で、

現行時

全体的にみればハードルの高い改正だ。 もしれないが、 けて拡大した。 た。トイレに 【会社の主張】 トイレに行く暇がないという声を受今回の見直しで朝食時間を5分延長し 要員にもはね返ってくる。 たった5分と思われるか

時間を増やし 要求の10分 は出来ないが、食事やトイレ たい思いは一緒である。

① 日中帯の短時間行路を多く作成すると 務A適用者の のニーズに合った短時間行路を設定する 第5項 育児・ ともに、短時 めに、以下の とともに、よ (確認事項) 希望を最優先とすること。 間行路の乗務は育児・介護勤 通り実施すること。 り利用しやすい制度とするた 介護勤務については、職場

現場で働く組合員が主役の制度を

・睡眠を取り · 女性乗務員 得る時間が4時間30分程度と 確保出来ていない。

にしていこう!

している。 女性は身支度に時間を要することは認識

・睡眠の環境改善(2段ベッドから個室化

個別空調 など)を行っている。

ることを受け 止めるべきだ。

【会社の主張

務制度ができた当時と状況が変化してい (が増えているなど、 乗務員勤

を作成していく。そのことによって、より ③ 食事を取り得る時間については労働時 ・育児・介護勤務者は日中帯の短時間行路 行路が選択できるように朝の短時間行路 間に対して10分付加するこ 時間Aまでの間を確保した 職場の声でつくっていこう